

もう持ってる？
持っているかたも持っていないかたも

マイナンバーカード

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

まだ持っていないかたは ▶ マイナンバーカードの申請

1月から3月にかけて、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーカードをお持ちでないかたに、マイナンバーカードの交付申請書が届きます(令和2年10月31日時点で75歳以上のかたや令和2年中に出生などにより個人番号通知書が送付されたかたなどを除く)。



スマートフォン申請

詳細は
右記二次元
コードから



パソコン申請

詳細は
右記二次元
コードから



郵送

届いた申請書に記入・写真を
貼付し、同封の返信用封筒で
郵送

※申請方法などの問い合わせは、[マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178](tel:0120-95-0178)に連絡してください。

※本人確認書類などの必要書類を確認できれば、市役所で申請を行うことも可能です。

申請・問い合わせ先 / 市役所市民課市民係 ☎76-8130

マイナンバーカードを作ったらすぐに ▶ マイナポイントをもらおう

マイナポイントとは

マイナンバーカードを活用した消費活性化策の一環として、キャッシュレス決済サービスへ一定額のチャージまたは物品の購入をすると、買い物などに利用できるマイナポイントが国から付与されます(1人当たり25パーセント、上限5,000円分)。

マイナポイント事業の期間が延長されました

令和3年3月末から令和3年9月末まで事業期間が延長されました。マイナンバーカードをまだお持ちでないかたは、令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請をする必要があります。

ポイント還元を受けるにはどうすればいいの？

2つの手順が必要です。予約者数が国の予算の上限に達した場合には、予約を締め切る場合がありますので早めに準備してください。

①マイナポイントの予約

パソコンやスマートフォンから専用サイトにアクセスしてマイナンバーカードを読み取り、マイナポイントを予約

②マイナポイントの申し込み

専用サイトから、ポイントの付与を希望するキャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込み。マイナンバーカードの読み取りが可能なカードリーダーやスマートフォンがあれば自宅でも準備が可能です。詳細はホームページ(右記二次元コードからアクセス)をご覧ください。



マイナポイントの予約・申し込みをお手伝いします

と き ●月～金曜日 / 午前8時30分～午後5時15分(祝・休日を除く)

●毎月原則第2・4日曜日 / 午前8時30分～正午

ところ 市役所1階 マイナポイント特設コーナー

持ち物 マイナンバーカード(交付時に設定した4桁の暗証番号が必要)

問い合わせ先 / 市役所企画課企画係 ☎76-8104

もう持っているかたは

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになります

医療機関や薬局の専用端末で医療保険の資格や負担割合などの確認がスムーズにできます。マイナ受け付けのステッカーやポスターが貼ってある医療機関などが目印です。
※お持ちの保険証は今までどおり使えます。



▲ステッカー



◀ポスター



健康保険証利用のメリット

保険証が変わっても使えます

就職、転職、引越しなどで保険が変わっても保険証の切り替えを待たずに受診できます(加入や脱退などの手続きは今までどおり必要です)。

オンラインでスピーディーに

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関などでの待ち時間短縮が期待できます。

窓口への書類の持参が不要に

オンラインによる医療保険の資格確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの持参が不要になります。

健康管理や医療の質が向上

マイナポータルでご自身の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。また、患者の同意のもと、医師や歯科医師などもオンラインで情報を確認でき、より多くの情報をもとにした診療や服薬管理が可能になります。

確定申告の医療費控除が便利に

医療費の領収書を管理しなくてもマイナポータルからe-Taxに連携し、手続きができるようになります。

利用には事前登録が必要です

登録はスマートフォン(カード読み取り対応機種のみ)やパソコン(カードリーダーが必要)から簡単にできます。また、市役所1階の特設コーナーでも登録できます(登録には数字4桁の暗証番号が必要です)。

マイナンバー(12桁の番号)は使いません

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使いますが、ICチップに受診歴や薬剤情報などの個人情報^{ひも}は記録されません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはなく、診療情報がマイナンバーと紐付けられることもありません。

健康保険証としての利用

今後の予定

- 現在** ●マイナポータルで利用申し込み受け付け中
- 3月** ●医療機関・薬局などで、健康保険証としての利用が順次可能に
●マイナポータルで特定健診情報の閲覧が順次可能に
- 10月** ●マイナポータルで薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に
- 令和3年分所得税の確定申告**
●マイナポータルを通じて医療費情報の自動入力が可能に

マイナンバーに関する問い合わせ

- 紛失・盗難の場合は24時間365日対応
- マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
☎0120-95-0178
平日/午前9時30分～午後8時
土・日曜日、祝・休日/午前9時30分～午後5時30分
 - 個人番号カードコールセンター(有料)
☎0570-783-578
午前8時30分～午後8時
 - 聴覚障がい者専用問い合わせファクス番号(無料)
FAX.0120-601-785



問い合わせ先/市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151
市役所保険医療課高齢者医療係 ☎76-8153